医療法施行規則第1条の14第7項第1号から3号までの規定を適用する 診療所について

	•
診療所名称	はえの往診クリニック
診療所所在地	兵庫県川西市緑台4丁目3-41
開 設 者	波江野 茂彦
管 理 者	波江野 茂彦
診療科 目	内科·神経内科
医療法施行規則の種別	診療所
新設・増床の別	新設
病設置・増床予定年月日床	令和5年9月18日
数今回設置する病床数	3 床
既設置の病床数	0
病 床 設 置 の 目 的	高齢化等に伴い、地域における在宅医療や緩和ケアを希望する患者が増加傾向にある中で、自院の在宅療養支援診療所では、在宅医療の提供を進め、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるための地域の包括的な支援・サービス提供体制へのニーズが多くある。急性期から在宅医療へ移行するまでの一時的入院や、積極的治療を希望しない看取り目的の入院、ホスピスを利用できない非がん患者の緩和ケアを目的とした入院、神経難病療養者の家族のレスパイトを目的とした一時的入院等、患者や家族の入院ニーズに対応した在宅医療を提供することを目的とする。 当院の訪問診療対象患者は前年度比で25%増加している。特に、緩和ケアを必要とする非がん患者や在宅看取りが困難な独居高齢者が全体の約3割を
設置病床数の考え方	占め、そのうち、積極的な治療を希望しない終末期患者で、在宅看取りが困難な入院ニーズのある患者が常時、平均3~4人いる現状である。今後、団塊世代の後期高齢化により更なる増加が見込まれる。そのため機能強化を図る上で必要な病床設置が求められる。病床数については、医療法における診療所の構造設備基準に基づき、当院の平面積等を踏まえ算出し、3床の設置とする。
圏域の状況	本圏域は、在宅医療サービスを実施している医療機関の割合や在宅看取り率は県平均より低く、在宅医療を支えるための後方病床の確保が課題となっている。とりわけ、川西市内には訪問診療を主として行っているクリニックが限られていることや、川西市は阪神北準圏域のなかでも、高齢者単身世帯割合(11.92%)および高齢夫婦のみの世帯割合(17.83%)が高く、脆弱な介護力の家族世帯による医療介護ニーズが高く、クリニック間および病院との連携を図りながら在宅診療に当たっている。
関係機関との連携の状況	川西市内のおおむち診療所、くわかど内科在宅・緩和ケアクリニックと訪問診療医グループを構成し、主治医が緊急対応できない場合の在宅医療患者の急変時等にも連携して対応している。入院加療が必要な重症患者の場合には、川西市民病院、協和会病院グループ、ベリタス病院と連携し、入院対応を行っている。また反対に、各病院からの退院の受け皿として、訪問診療の依頼を受け、連携を図っている。訪問看護ステーションや地域包括支援センター、居宅介護事業所からの依頼による訪問診療や、川西市内のグループホーム等の高齢者施設の往診や相談に対応している。
地元医師会、市町、 圏域協議会等の意見	(別添のとおり)